

那須塩原市こども家庭センターの設置について

1 趣旨

出産や子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、本市では令和 6 年 4 月から、子育て相談課を新たに「こども家庭センター」として位置づけ、相談支援体制の更なる強化を図る。

2 経緯

現在、子育て家庭に対する相談支援機関として「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が存在するが、全国的に連携が不十分な自治体が多く、結果として支援が届かない例が見受けられる。

このため、改正児童福祉法（令和 6 年 4 月施行）において、市町村は、両機関の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

3 業務内容

(1) 地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務

①状況・実情の把握 ②母子保健・児童福祉に係る情報の提供 ③相談等への対応、必要な連絡調整 ④健診等の母子保健事業 等

(2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務

①相談、通告の受付等 ②合同ケース会議の開催 ③サポートプランの策定、評価、更新等 ④サポートプランに基づく支援 等

(3) 地域における体制づくり

①地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握 ②新たな担い手の発掘、地域資源の開拓 ③関係機関間の連携の強化 等

4 今後のスケジュール

令和 6 年 3 月 設置要綱制定

4 月 業務開始

